

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第2項の規定に基づき提出された意見書の概要は、次のとおりである。

令和7年3月11日

沿岸広域振興局長 工 藤 直 樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）マイヤ宮古磯鶏店 宮古市磯鶏一丁目地内
- 2 届出者の氏名又は名称 株式会社マイヤ及び有限会社パブリックス
- 3 提出された意見書の概要 （仮称）マイヤ宮古磯鶏店に係る商圈設定が妥当性を欠いていることから、自動車等による来店客数が計画より増加し、交通渋滞が発生する可能性が多大にあると考えられる。

備考 本公告に係る提出された意見書については、この公告の日から起算して1月間沿岸広域振興局経営企画部及び宮古市役所に備えておいて縦覧に供する。